

## 中津市脱炭素社会推進事業補助金（電気自動車）交付要綱

### （趣旨）

第1条 中津市脱炭素社会推進事業補助金（電気自動車）（以下「補助金」という。）の交付については、中津市補助金等交付規則（平成19年中津市規則第9号）及び補助金等の交付手続に関する特例規則（平成18年中津市規則第7号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### （目的）

第2条 この補助金は、エネルギー価格の高騰による市民及び事業者の負担軽減を図るとともに、二酸化炭素排出削減に資する電気自動車の導入（以下「補助事業」という。）に要する経費に対して、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して補助金を交付することにより、中津市における脱炭素社会の実現に向けた取組を促進することを目的とする。

### （補助対象車両）

第3条 補助対象となる車両（以下「補助対象車両」という。）は、経済産業省が実施するクリーンエネルギー自動車導入促進補助金（以下「CEV補助金」という。）の対象となる電気自動車のうち国内メーカーの新車で、外部給電機能を有するものとし、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- （1）自動車検査証（電子化されたものにあつては、自動車検査証記録事項を含む。以下「車検証」という。）に記載された初度登録年月日が、令和8年4月1日から令和9年2月28日までの車両であること。
- （2）リースにより導入する場合にあつては、リース期間が4年以上であること。
- （3）補助対象車両について、CEV補助金以外の国庫補助金の交付を受けていないこと。
- （4）補助対象車両について、大分県から本補助金と同一の財源による補助金の交付を受けていないこと。

### （補助対象者）

第4条 補助金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の要件をすべて満たす者とする。なお、補助対象車両を割賦販売契約やリース契約により導入し、所有権が留保されている場合にあつては、当該車両の使用者（車検証に記載された使用者をいう。以下同じ。）を申請者とする。

(1) 個人

- ア 本市の住民基本台帳に登録され、現に本市において居住していること。
- イ 実績報告時において、自ら居住する住宅に太陽光発電設備が設置され、かつ、補助対象車両を充電するための設備又は環境を整えていること。
- ウ 申請者に市税の滞納がないこと。
- エ 災害時に中津市の要請に応じ、非常用電源として電力供給に協力すること。
- オ 電気自動車の導入効果等に関するアンケート調査に協力すること。

(2) 事業者

- ア 市内に事業所等を有する事業者であること。
- イ 実績報告時において、中津市ゼロカーボン推進パートナーとして登録されていること。
- ウ 申請者に市税の滞納がないこと。
- エ 災害時に中津市の要請に応じ、非常用電源として電力供給に協力すること。
- オ 電気自動車の導入効果等に関するアンケート調査に協力すること。

- 2 前項の規定にかかわらず、対象設備を導入する個人又は事業者、事業者の構成員等が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は、この補助金の交付の対象としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 個人による申請の場合 C E V補助金の額に2分の1を乗じて得た額
- (2) 事業者による申請の場合 1台につき40万円

- 2 補助金の交付は、個人にあつては一人につき1台を限度とし、事業者にあつては一事業者につき2台を限度とする。

- 3 前各項の規定にかかわらず、補助金の額は、補助対象車両の購入価格（値引き後の車両本体価格（消費税及び地方消費税を除く。）をいい、リース契約により導入する場合にあっては、リース会社が調達した際の車両本体価格とする。）から、C E V補助金その他団体から交付される他の補助金の額を差し引いた額を上回ることはいない。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が定める日までに、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

（1）個人による申請の場合

ア 補助対象車両の注文書の写し（割賦販売契約又はリース契約により導入する場合は、当該契約の内容が確認できる書類の写しを含む。）

イ 住民票の写し（発行後3か月以内のもの。ただし、申請書において市長が住民基本台帳により居住実態を確認することに同意した場合は、提出を省略することができる。）

ウ 市税等納付状況申告書及び市税等納付状況確認承諾書

エ 補助対象車両のパンフレットの写し

オ その他市長が必要と認める書類

（2）事業者による申請の場合

ア 補助対象車両の注文書の写し（割賦販売契約又はリース契約により導入する場合は、当該契約の内容が確認できる書類の写しを含む。）

イ 使用者となる事業者の登記事項証明書（発行後3か月以内のもの。ただし、個人事業主にあっては、直近の確定申告書の写し、個人事業の開業届出書の写し、その他市内に事業所等を有することが確認できる書類とする。）

ウ 市税等納付状況申告書及び市税等納付状況確認承諾書

エ 補助対象車両のパンフレットの写し

オ その他市長が必要と認める書類

（交付又は不交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは交付の決定を、補助金を交付することが不相当であると認めた

ときは不交付の決定をし、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ補助事業変更・中止承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- （1）事業内容の変更
- （2）事業に要する経費の30パーセントを超える額の増減
- （3）補助金の増減を伴う変更
- （4）事業を中止する場合
- （5）その他市長が必要と認める場合

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助事業変更・中止承認通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は市長が指定する期日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1）補助対象車両の取得価格及び代金の支払を証明する書類の写し（領収書等）
- （2）車検証の写し
- （3）個人による申請の場合 導入した補助対象車両の登録番号、当該住宅における太陽光発電設備の設置状況及び当該設備により補助対象車両への充電が可能であることが確認できる写真
- （4）事業者による申請の場合 導入した補助対象車両の登録番号及び車両全体が確認できる写真
- （5）災害時の非常用電源供給に関する承諾書（様式第6号）

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と

認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第7号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第11条 第10条の規定により額の確定通知を受けた補助事業者は、速やかに補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2）補助金を補助事業以外の目的に使用したとき。
- （3）第14条の規定による承認を受けずに財産処分をしたとき。
- （4）この要綱の規定又は交付決定に付した条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（財産の処分の制限）

第14条 補助事業者は、補助金の交付を受けた車両を、初度登録日から4年間、市長の承認を受けずに補助金の交付目的に反して処分（売却、譲渡、貸付け、又は担保に供すること等（リース契約により導入した場合にあっては、当該リース契約の中途解約を含む。））してはならない。

2 市長は、前項の承認をする場合において、残存期間に応じた補助金の返還を命じることがある。

（関係書類等の整備）

第15条 規則第20条に規定する市長が定める期間は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項については、市長が別に定める。

附 則（令和8年3月18日中環政第2882号決裁）

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に交付決定をした補助事業における第12条から第15条までの規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。